



岡山県事業継続



特別支援金

支援対象 (詳細は裏面をご覧ください)

- ① 国の持続化給付金の給付を受けている事業者
- ② 県内に主たる事業所を有する会社及び個人事業者
- ③ 雇用保険被保険者数が21人以上

支援内容

上限 **1,000万円** 雇用保険被保険者数
一人あたり2万円

令和2年6月26日(金)～令和3年3月1日(月)

申請方法について

専用ホームページに申請書データ、記入要領、必要書類等について掲載していますので、ご確認ください。

【岡山県事業継続特別支援金制度HP】

[https:// www.pref.okayama.jp/page/665757.html](https://www.pref.okayama.jp/page/665757.html)

- 1 申請書に記入し、必要書類を揃えてください
- 2 期限内に申請書と必要書類を下記の窓口へ提出してください



申請書類は、**郵送のみ**で受付します

郵送先

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下2-4-6

岡山県事業継続特別支援金受付係

新型コロナウイルス感染症予防の観点から、**窓口による対面受付は行いません。**

申請に関するお問い合わせは、電話で対応させていただきます。

お問い合わせ



086-226-7924

受付時間:午前9時から午後5時まで
(土・日・祝日除く)

⚠️ 岡山県を装った詐欺にご注意ください

県職員が申請者を訪問する、通帳やカードを預かる、暗証番号を尋ねる、ATMの操作を指示する、お金を請求することは絶対にありません。

岡山県事業継続特別支援金制度について

対象者（次の要件を全て満たしている者）

- 1 国の持続化給付金の給付を受けている事業者
- 2 県内に主たる事業所[※]を有する会社法上の会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社）及び個人事業者
- 3 令和2年3月末、4月末又は5月末のいずれかの時点における雇用保険法で規定する被保険者数（以下、「被保険者数」）が21人以上の事業者
- 4 下記(1)から(4)に該当しない事業者
 - (1) 本支援金を既に受け取った事業者
 - (2) 会社の役員等又は個人が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業者
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業を行う事業者
 - (4) 本支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が認める事業者

※ 会社の場合は、法人税確定申告書別表一に記載された納税地。個人事業者の場合は、所得税の青色申告決算書に記載された住所。

申請書類

- | | |
|--------------------|---------------------|
| ① 申請書類一覧（チェックリスト） | ⑤ 国の持続化給付金の給付通知書の写し |
| ② 交付申請書兼実績報告書 | ⑥ 雇用保険適用事業所情報提供請求書 |
| ③ 誓約書 | ⑦ 役員名簿 |
| ④ 主たる事業所の所在地がわかる書類 | ⑧ 振込先を確認できる書類 |

支援内容

被保険者数一人あたり 2万円 ただし、**上限 1千万円**

受付期間

令和2年**6月26日(金)**～令和3年**3月1日(月)**

申請書類や記入方法等の詳細は「岡山県事業継続特別支援金制度HP」をご覧ください。

[https:// www.pref.okayama.jp/page/665757.html](https://www.pref.okayama.jp/page/665757.html)

